

埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ボランティア・市民活動センターの基盤整備を図るため、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第2項から4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別に定める「埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業実施要領」に基づいて実施する事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費、補助基準額並びに補助額は、次のとおりとする。

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助額
埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業	事業を行うために必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、補助金	知事が定める額	補助基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額（寄付金を除く）を控除した額とを比較して少ない方の額

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、その提出時期は、毎会計年度定め、県社協に対して通知するものとする。

(申請書の記載事項等)

第5条 前条の申請書には、補助金所要額調書と事業計画書を添付することとし、規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 条例第2条第2項に掲げる収支予算書及び第3号に掲げる書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第7条 この補助金は、概算払いで交付する。

(状況報告)

第8条 県社協は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 経費に係る支出内訳
- (2) 事業に関する資料

(報告書の提出時期)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止の場合を含む。第13条第2項において同じ。）後1ヶ月以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 県社協は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければ

ればならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第14条 県社協は、様式第5号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年12月19日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 善意銀行推進費補助金交付要綱(昭和48年12月14日決裁)は、廃止する。
- 3 この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。
(昭和51年10月6日決裁)
- 4 この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。
(昭和54年9月7日決裁)
- 5 この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。
(昭和55年10月21日決裁)
- 6 この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。
(昭和56年8月20日決裁)
- 7 この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。
(昭和58年5月23日決裁)
- 8 この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。
(昭和60年9月25日決裁)
- 9 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。
(平成元年8月14日決裁)
- 10 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。
(平成2年12月26日決裁)
- 11 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。
(平成4年2月3日決裁)
- 12 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。
(平成4年10月13日決裁)
- 13 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
(平成6年12月2日決裁)

- 14 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
(平成7年10月30日決裁)
- 15 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。
(平成9年1月30日決裁)
- 16 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
(平成9年6月30日決裁)
- 17 この要綱は、平成10年12月11日から適用する。
(平成11年2月8日決裁)
- 18 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
(平成12年3月10日決裁)
- 19 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
(平成12年11月15日決裁)
- 20 埼玉県社会奉仕活動育成費補助金交付要綱は（平成12年3月10日決裁）は、廃止する。
- 21 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
(平成15年4月21日決裁)
- 22 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。
(平成18年12月28日決裁)
- 23 この要綱は、平成19年度分の補助金から施行する。
(平成19年9月19日決裁)
- 24 この要綱は、平成20年度分の補助金から施行する。
(平成20年9月29日決裁)
- 25 この要綱は、平成21年度分の補助金から施行する。
(平成21年9月8日決裁)
- 26 この要綱は、平成25年度分の補助金から施行する。
(平成25年3月28日決裁)
- 27 この要綱は、平成27年度分の補助金から施行する。
(平成27年8月21日決裁)
- 28 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
(令和4年8月22日決裁)

様式第1号（第4条関係）

令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業
補助金助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
申請者名
代表者名

下記により、令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 _____円
- 2 補助事業の内容及び目的
- 3 埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業補助金所要額調書別紙1のとおり
- 4 事業計画書別紙2のとおり

別紙 2

埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業計画書

名 称	埼玉県ボランティア・市民活動センター	所在地	
職員数	総数__名(コーディネーター担当職員 専任__名・兼任__名 協力員 有償__名・無償__名)		
管内ボランティアの状況	団体	登録団体数(____団体) 所属職員(____人)	
	個人	個人登録者数(____人)	
事業名	事業内容		事業費内訳
人材養成事業			_____千円
情報発信事業			_____千円
課題対応事業			_____千円
その他			_____千円
合 計			_____千円

様式第2号（第6条関係）

令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業
補助金交付決定通知書

社福第 号
令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 _____円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
 - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
 - (5) 知事が、埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿、証拠書類等を調査させた場合は、これに応じなければならない。

様式第3号（第9条関係）

令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業
補助金実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け社福第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助事業の実施期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 3 埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業補助金精算書
別紙1のとおり
- 4 補助事業の成果
別紙2-1、2-2のとおり
- 5 添付書類
経費に係る支出内訳
事業に関する資料

別紙 2 - 1

埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業計画書

名 称	埼玉県ボランティア・市民活動センター		所在地	
管内ボラン ティアの状況	団体	登録団体数 (_____ 団体)	所属職員 (_____ 人)	
	個人	個人登録者数 (_____ 人)	当該年度伸び率	_____ %
事業名	事業内容			事業費内訳
人材養成事業				_____ 千円
情報発信事業				_____ 千円
課題対応事業				_____ 千円
そ の 他				_____ 千円
合 計				_____ 千円
運営委員会の状況	【年 回開催】 【内容】 【構成メンバー】			

※「運営委員会の状況」欄の「構成メンバー」の欄には、氏名及び所属も記入すること。

別紙 2 - 2

埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業支出済額内訳書

区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
給料 職員手当等 報酬 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料 食料費 使用料及び賃借料 役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 (単価30万円以上の備品を除く。) 補助金	円	
合 計		

様式第4号（第12条関係）

令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業
補助金確定通知書

社福第 号
令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 確 定 額 金 _____ 円

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：
